

函館市監査公表第25号

函館市長から「定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年10月8日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

函 子 企

平成25年 9月25日

監 査 事 務 局 長 様

子ども未来部長

平成24年度定期監査に基づく改善措置の通知について

このことについて、別紙のとおり通知します。

(子ども未来部子ども企画課)

函 子 企

平成 2 5 年 9 月 2 5 日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、
次のとおり通知します。

部局名	子ども未来部		
監査の種類	定期監査・その他（ ）		
監査等実施時期	平成 2 4 年 1 2 月 4 日～ 平成 2 5 年 3 月 2 6 日	講評日	平成 2 5 年 3 月 2 8 日
指 摘 事 項 等			
(2) 全般的事項 イ 現金取扱事務について (ア) 現金取扱員および現金出納員による収入金の取り扱いについて 日本スポーツ振興センター保護者負担金および市立保育所給食費負担金において、現金取扱員は、現金を受領後、領収書を交付すべきところ交付していなかったほか、函館市会計規則第 9 2 条の規定により、引継書および現金出納簿を作成すべきところ作成していなかった。 また、日本スポーツ振興センター保護者負担金において、現金取扱員が受領した現金を会計職員の発令を受けていない職員に引き継いでいた。 これらのことから、現金取扱員および現金出納員による収入金の取り扱いについては、函館市会計規則および事務取扱に則った取り扱いに直ちに改められたい。			
措 置 内 容			
領収書の取り扱いについては、このたびのご指摘後直ちに、現金取扱員が現金を受領後、領収書を交付するように改めたところであります。 また、現金取扱員が受領した現金を会計職員の発令を受けていない職員に引き継いでいた事務の流れにつきましても、直ちに現金の引継ぎ方法の見直しを図ったほか、引継書や現金出納簿の作成も行ったところあります。 今後におきましても、函館市会計規則および事務取扱に則った適切な事務の徹底に努めてまいります。			